

# 助成制度

## 1 生ごみ処理器購入費の補助金交付制度

生ごみを減量し堆肥に変える「生ごみ処理器」の購入を予算の範囲で補助します。

(1)補助対象 市内の指定取扱店から生ごみ処理器を購入して、自宅で使用する人

(2)補助額と台数 購入額の半額で、上限額3,000円。1世帯に2台まで。

(3)申請方法・申請先

指定取扱店(農協、ホームセンター等)にある補助金申請書類に必要事項を記入し、環境業務課または各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)へ郵送または持参してください。



生ごみ処理器

## 2 ごみステーション施設整備事業の補助金交付制度

ごみステーション施設を設置及び修繕する町内会などに、予算の範囲内で補助金を交付します。

種別	補助対象経費	補助額
折りたたみ式ごみ収納枠 H65×W180×D60cm 重量12kg H65×W120×D60cm 重量8kg	施設の設置及び修繕に要する経費 (用地費等を除く)	補助対象経費の半額 上限10万円 修繕は上限3万円 (100円未満切り捨て)
固定式ごみステーション施設		

(1)折りたたみ式ごみ収納枠は、環境業務課または各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)に購入申し込みをしてください。

(2)固定式ごみステーション施設の設置及び修繕は、事前協議が必要です。

## お問い合わせ窓口

ご不明なことがありましたら、下記の各地域の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

<番号のかけ間違いにご注意ください> (市外局番：0258)

地域	担当課	電話	FAX
長岡	環境業務課	24-2837	24-6553
中之島	中之島支所地域振興・市民生活課	61-2014	61-2030
越路	越路支所地域振興・市民生活課	92-5907	92-5930
三島	三島支所地域振興・市民生活課	42-2246	42-2154
山古志	山古志支所地域振興・市民生活課	59-2332	59-2331
小国	小国支所地域振興・市民生活課	95-5900	95-5914
和島	和島支所地域振興・市民生活課	74-3113	74-3500
寺泊	寺泊支所地域振興・市民生活課	75-3113	75-2238
栃尾	栃尾支所市民生活課	53-2477	52-3990
与板	与板支所地域振興・市民生活課	72-3160	41-5787
川口	川口支所地域振興・市民生活課	89-3112	89-3430

【URL】 <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/> 【E-mail】 [kankyogy@city.nagaoka.lg.jp](mailto:kankyogy@city.nagaoka.lg.jp)